

# 日本年金機構からのお知らせ

お願い

**協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ**  
**資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を返納してください**

従業員の退職等により、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届を提出するときは、健康保険被保険者証の添付が必要です。紛失等により添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

<電子申請の場合>

健康保険被保険者証は速やかにご返納ください。返納時には、「確認結果画面（到達番号が表示された画面）」の添付をお願いします。

※ 健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証が交付されている場合は、健康保険被保険者証とあわせてご提出ください。

ご案内

**令和4年度の子ども・子育て拠出金率**

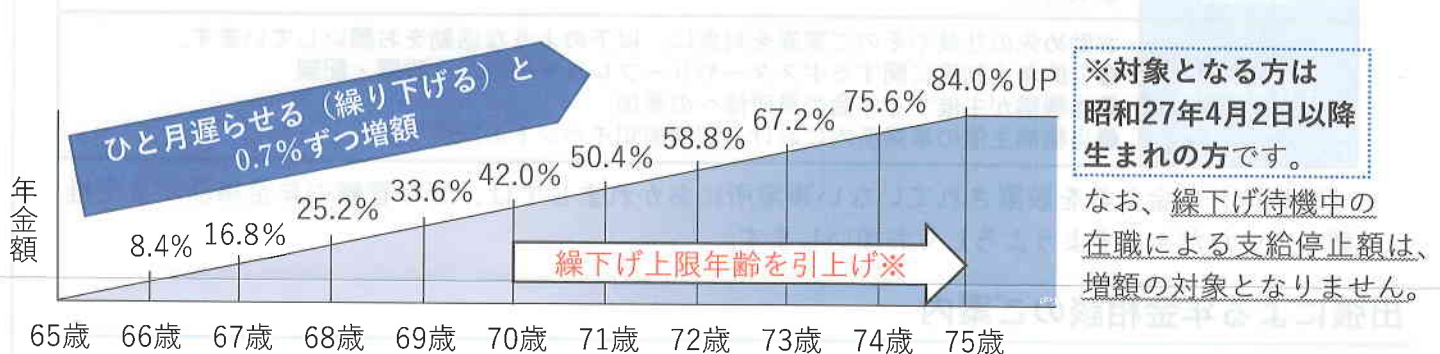
令和4年4月分（令和4年5月31日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和3年度と同率の1,000分の3.6（0.36%）となる予定です。

※正式な決定は4月1日以降の予定です。決定しだい、日本年金機構ホームページに掲載します。

制度改正

**令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられます**

老齢年金を66歳以後に受給開始（繰下げ）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳（60月）から75歳（120月）に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できます。



お願い

**新たに入社された方への国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください**

国民年金保険料を口座振替においてお支払いいただいていた方が、就職したことにより、厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。新たに入社・厚生年金保険に加入された従業員の方に、国民年金保険料の口座振替を速やかに停止するための「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を提出するよう、周知をお願いします。

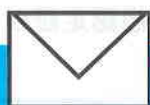
詳しくは日本年金機構ホームページをご確認いただくか、年金事務所までお問い合わせください。

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改定され、令和4年4月1日から適用されます。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和4年4月1日から現物給与価額が改定されます。」をご覧ください。

健康保険や厚生年金保険の基本的な制度や、資格取得届や資格喪失届といった代表的な届書の手続き方法にかかる動画を日本年金機構ホームページへ掲載しました。ぜひご活用ください。

詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



## 年金だより

### 年金委員制度のご案内（事業主さまへ）

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架</li> <li>●当機構が主催する年金委員研修への参加</li> <li>●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など</li> </ul>

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

### 出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

